

足立区議会議長 ただ太郎様

足立区議会議員 2番 加地 まさなお 印

文書質問書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テーマ及び質問項目

1 若者を守るための依存症対策の総合的強化について

若者を取り巻く依存症のリスクは、デジタル化と複合化が進み、極めて深刻な水準にある。警察庁が2025年3月に初めて公表した調査によれば、国内のオンラインカジノ利用者は推計337万人に達し、その約4割が違法性を認識していない実態が明らかになった。スマホ一つで「行動嗜癖（ギャンブルやゲーム等、特定の行為にのめり込みやめられなくなる状態）」に陥る環境は、若者を多重債務や「トクリュウ（SNS等を通じて離合集散する匿名・流動型犯罪グループ）」の資金源、闇バイトへと誘引する温床となっている。一方、薬物乱用においても若年層への浸透が顕著である。警察庁等の統計によれば、大麻事犯検挙人員の7割以上を10代・20代が占め、特に20歳未満の検挙者は過去9年間で約15倍（2014年80人→2023年1,222人）に急増している。また、検挙者の過半数（52.1%）が未成年の段階で使用を開始している実態も明らかとなった。これに加え、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ：薬局等で購入できる風邪薬などを大量に服用すること）や、指定薬物を含む通称「ゾンビたばこ」等の新たな脅威も拡大している。これら「心の隙間」に入り込む依存症への対策は、もはや個人の問題ではなく、教育・福祉・医療・防犯が連携して取り組むべき喫緊の行政課題である。本区における現状と対策について見解を伺う。

1. 依存症予防教育の「系統的導入」と実践的指導について

若者を守る教育は待ったなしの状況である。国が約40年ぶりに学習指導要領を見直し、依存症を含む精神疾患を『高校生が学ぶべき必須の知識』として復活させたのは、それが単なる『意志の問題』ではなく、医学的に『予防と治療が必要な病気』であると再定義されたからに他ならない。国がここまで危機感を持って舵を切った今、基礎自治体である本区が、さらに一歩踏み込んで小・中学校段階から系統的な予防教育を行うことは、国の方向性と完全に合致する。千葉県・北海道苫小牧市等が導入している、動画教材やワークシート、教員用の進行台本をセットにし、担任教員が無理なく授業を行える「中高生向け予防教育パッケージ」の先行事例を踏まえ、本区においても対策を急ぐべきである。具体的には、オンラインカジノ等の「ギャンブルの仕組み（胴元である運営側が必ず儲かる構造）」を学ぶ独自の副読本の作成・授業化、ならびにゾンビたばこ等の新型薬物への

2番 加地 まさなお

テーマ及び質問項目

「断るスキル（ロールプレイング：実際の場面を想定した演技練習）」の導入など、知識と実践の両面から依存症予防教育を系統的（単発ではなく、学年ごとに段階を踏んで学ぶ形式）に実施すべきと考えるが、区の見解を伺う。

2. 若年層の「行動嗜癖」および「市販薬過剰摂取」の実態把握について

対策の第一歩は正確な実態把握である。区内の若年層におけるオンラインギャンブルやゲーム課金等の「行動嗜癖」に起因する消費生活・多重債務相談の推移、ならびに「ト一横」問題等で顕在化している市販薬過剰摂取や大麻使用に関する救急搬送・学校現場での認知状況について、区が把握している数値を併せて伺う。

3. 新たな脅威（トクリュウ型犯罪・新型薬物）への危機管理連携について

若者を食い物にする新たな脅威への対策について伺う。オンラインカジノ等の借金を背景とした、いわゆる「トクリュウ」や「闇バイト（高額報酬をうたい、強盗や詐欺等の実行役として犯罪に加担させる違法な求人）」への加担リスクに対する警察とのリアルタイムな情報共有体制について伺う。また、2023年に都内で相次いだ「大麻グミ（大麻類似成分を含む食品）」による健康被害や、直近では厚生労働省が指定薬物に追加した麻酔薬成分「エトミデート」を含む通称「ゾンビたばこ（電子タバコ用リキッド等に混入され、意識障害や痙攣を引き起こす危険な製品）」が、合法と誤認させる形で流通し若者に拡散している現状を踏まえ、これら見えにくい脅威から区民を守るための地域・保護者・学校に対する具体的な周知手段（注意喚起の迅速化）を含めた、区の危機管理方針を伺う。

4. 依存症を生まないための環境整備（ネット・リアル両面）の強化について

若年層が依存症に陥る要因は、本人の意思の問題にとどまらず、日常的に接触する情報環境や購入環境といった「環境要因」の影響が極めて大きい。したがって、依存症を未然に防ぐためには、個別の相談支援に加え、行政が主体となって依存症を生みにくい環境を整備する視点が不可欠である。オンラインカジノは違法であるにもかかわらず、SNS上では「稼げる」「副業になる」などと誤認させる広告や誘導が氾濫しており、若者の被害が拡大している。本区として、被害防止の観点から、若者が日常的に利用し行政広報が届きやすいTikTok、Instagram、YouTubeショート等の短尺動画媒体を活用し、オンラインカジノの違法性や依存症の危険性を明確に伝える注意喚起を区が主体的に実施すべきと考えるが、現状の取組と今後の方針について伺う。また、市販薬の過剰摂取による健康被害が顕在化している現状を踏まえ、薬局が民間事業者であることを理由に行政の関与を限定するのではなく、公衆衛生の観点から、区が責任主体として一定の方針を示す必要があると考える。具体的には、区内薬剤師会等と連携し、販売時の声掛け、複数箱購入時の注意喚起、相談窓口の明示等について、区として統一的な対応やガイドライン整備

を進めるべきと考えるが、現状の取組と今後の対応方針について伺う。

5. 依存症対策の「総合的体制」構築と安定財源の確保について

対策を持続可能にするためには、薬物依存等の背景にある「孤独・孤立」を解消するための「居場所（サードプレイス：家庭や学校以外の安心できる場所）」の整備に加え、その裏付けとなる財源確保が不可欠である。各国の取り組みとして、ニュージーランドでは法制度（2003年賭博法）に基づき、ギャンブル収益の一部を「賦課金（レビュー）」として事業者から徴収し、国主導で依存症の予防・治療費に充当する仕組みが確立されている。本区においても、大井競馬場の分配金活用にあたり、この「受益者負担」の考え方を取り入れ、その一部（例：1%）を原資とした区独自の「依存症対策基金（ハームリダクション基金：依存による健康や社会への被害を減らすための活動基金）」を創設し、上記対策の安定財源とすべきと考えるが、居場所の確保と基金創設に対する区の見解を伺う。

2 多文化共生の前提となる異文化交流について

近年、我が国における在留外国人数は増加の一途をたどり、多文化共生の推進は喫緊の課題となっている。しかしながら、真の「共生」を実現するためには、その前提として、国民と外国人住民の間で相互理解を深める「質の高い異文化交流」が不可欠であると考える。単に外国人住民を「受け入れる」ことにとどまらず、日本人住民側が異文化を理解し、地域社会として受け止めるための基盤づくりが重要である。

現に足立区においても外国人住民数は増加を続けており、令和7年6月時点では44,780人（全体の6.4%）であったものが、わずか5か月後の令和7年11月1日時点では47,990人（全体の6.82%）と過去最多を記録している。この短期間で約0.4ポイント以上比率が上昇している事実は、外国人住民の増加が加速しており、教育・福祉・国民健康保険など、区が担う公的サービスのキャパシティ（許容能力）との関係を、より慎重に検証する必要性を示唆している。

区は、政府が進める外国人材受け入れ政策に協力的な姿勢を示してきた一方で、その結果として生じる教育現場の負担増や、社会保障制度運用上の課題、さらには財政的影響については、最終的に基礎自治体が対応を迫られる構造となっている。こうした状況を踏まえ、区としても、外国人住民の増加に伴うリスクや課題を主体的に把握し、対応策を整理していく必要があると考える。そこで以下、伺う。

1. 海外の移民政策における課題認識について

スウェーデン、ドイツ、フランスなど欧州主要国では、多文化共生政策を進める中で、地方自治体における財政負担の増大、治安対策の強化、教育現場での支援体制の逼迫といった課題が顕在化し、政策の見直しが行われてきたとされている。区は、こうした欧州

2番 加地 まさなお

テーマ及び質問項目

諸国における多文化共生政策の課題について、「地方自治体の財政・治安・教育現場にどのような影響が生じたか」という観点から、どのように整理・認識しているのか伺う。また、足立区においても、外国人住民の増加が今後さらに進んだ場合、同様のリスクが顕在化する可能性について、現時点でどのような認識を持っているのか、併せて伺う。

2. 社会的コストの検証と「ルールの土台」構築の優先度について

現在の外国人材受け入れは、企業の短期的な利益を優先するあまり、国民健康保険料の収納率の差（外国人世帯 79.5%、日本人世帯 89.5%）や、日本語指導が追いつかない教育現場の負担という「社会的コスト」を区民の税金に転嫁しているに過ぎないと認識について、区の見解を伺う。また、今定例会にて区長が答弁された「外国人の方も不安を感じている」という認識の根拠となっている意識調査について、外国人住民から挙げられた具体的な不安の内容と、その回答割合（%）を上位 3 項目で示された上で、その不安の根本原因は、区の支援が「日本語と日本の生活ルール」という社会の基礎への統合を、十分に後押しできていない可能性があるのではないかと考えるが、区の認識を伺う。

3. 外国人支援施策の総予算、費用対効果、および公金の優先順位について

外国人住民への社会適応支援を目的とする施策（日本語教育、生活ルール・マナー指導、地域交流支援など）について、令和 7 年度予算におけるこれらの施策全体の事業費総額のうち、区の一般財源（区民の税金）による支出額の総額を伺う。また、この多額な一般財源の支出が、子育て支援や高齢者福祉といった他の喫緊の区民サービスと比較して、公金の配分として適切かつ優先順位が高いと認識しているか、その判断基準を伺う。

4. 外国人住民比率の増加を踏まえた、公的サービスのキャパシティ確保について

外国人住民は 47,990 人（6.82%）と過去最多を記録し、この急増は、教育現場の負担増だけでなく、国保の収納率の差など、公的サービスの公平性にも影響を与えている。区民全体の安全・安心と地域社会のキャパシティ（許容能力）維持の観点から、外国人住民の比率に上限（例：総人口の 7%など）を設け、増加の速度と総量を規制することの必要性について検討する考えがあるか伺う。また、仮に受入れ規模の調整を行わない場合においても、外国人住民の増加ペースが、教育・福祉・国民健康保険等の公的サービスのキャパシティを上回らないようにするため、区としてどのような考え方や管理の視点を持っているのか、併せて伺う。

5. 異文化交流の必要性、あるいは日本語習得と地域コミュニティへの影響について

多文化共生の推進に当たり、互いの文化的背景を理解し合う「異文化交流」が重要であるとの指摘がある一方で、異文化交流が十分に行われていない状況においても、眞の意味での多文化共生は成立し得るのかという点については、議論が分かれていると認識し

2番 加地 まさなお

テーマ及び質問項目

ている。区として、多文化共生の前提として異文化交流がどの程度不可欠であると認識しているか、区の見解を伺う。また、その認識を踏まえ、区が進めている多言語対応や異文化交流施策について、外国人住民の日本語習得意欲や地域コミュニティへの参加といった行動面にどのような影響を与えているのかについて、区として把握・検証を行っているか、併せて伺う。